

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 8 号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																														
<p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	<p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験を行うこと</u></p>																																														
<p>別表第 2（第12条の 2 関係）</p>	<p>別表第 2（第12条の 2 関係）</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般国道</td> <td>4号</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>45号</td> <td>陸前高田市気仙町字土手影148番1から <u>大船渡市盛町字権現堂1番地4まで</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>花巻衣川線</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北上西インター線</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	路線名	区 間	[略]			一般国道	4号	[略]	45号	陸前高田市気仙町字土手影148番1から <u>大船渡市盛町字権現堂1番地4まで</u>	[略]		県道	花巻衣川線	[略]	北上西インター線	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般国道</td> <td>4号</td> <td>[略] <u>盛岡市玉山区渋民字大前田72番から芋田字下武道3番1まで</u></td> </tr> <tr> <td>45号</td> <td>陸前高田市気仙町字土手影148番1から <u>大船渡市立根町字細野15番1まで</u> <u>大船渡市大船渡町字鷹頭9番1から三陸町越喜来字所通48番1まで</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県道</td> <td>花巻衣川線</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>柏台松尾線</td> <td><u>八幡平市松尾寄木字赤川国有林488林班ハ2小班地先から野駄第3地割字鬼清水369番6地先まで</u></td> </tr> <tr> <td>北上西インター線</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>北上金ヶ崎インター線</td> <td><u>北上市相去町字大松沢1番60地先から字和田尻23番3地先まで</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	路線名	区 間	[略]			一般国道	4号	[略] <u>盛岡市玉山区渋民字大前田72番から芋田字下武道3番1まで</u>	45号	陸前高田市気仙町字土手影148番1から <u>大船渡市立根町字細野15番1まで</u> <u>大船渡市大船渡町字鷹頭9番1から三陸町越喜来字所通48番1まで</u>	[略]		県道	花巻衣川線	[略]	柏台松尾線	<u>八幡平市松尾寄木字赤川国有林488林班ハ2小班地先から野駄第3地割字鬼清水369番6地先まで</u>	北上西インター線	[略]	県道	北上金ヶ崎インター線	<u>北上市相去町字大松沢1番60地先から字和田尻23番3地先まで</u>	[略]		市道	[略]	
種 類	路線名	区 間																																													
[略]																																															
一般国道	4号	[略]																																													
	45号	陸前高田市気仙町字土手影148番1から <u>大船渡市盛町字権現堂1番地4まで</u>																																													
	[略]																																														
県道	花巻衣川線	[略]																																													
	北上西インター線	[略]																																													
種 類	路線名	区 間																																													
[略]																																															
一般国道	4号	[略] <u>盛岡市玉山区渋民字大前田72番から芋田字下武道3番1まで</u>																																													
	45号	陸前高田市気仙町字土手影148番1から <u>大船渡市立根町字細野15番1まで</u> <u>大船渡市大船渡町字鷹頭9番1から三陸町越喜来字所通48番1まで</u>																																													
	[略]																																														
県道	花巻衣川線	[略]																																													
	柏台松尾線	<u>八幡平市松尾寄木字赤川国有林488林班ハ2小班地先から野駄第3地割字鬼清水369番6地先まで</u>																																													
	北上西インター線	[略]																																													
県道	北上金ヶ崎インター線	<u>北上市相去町字大松沢1番60地先から字和田尻23番3地先まで</u>																																													
	[略]																																														
市道	[略]																																														

市道	[略]	町道	谷木前南	<u>胆沢郡金ヶ崎町西根縦街道南19番1地</u>
			町線	先から前野242番地先まで
			南花沢前	<u>胆沢郡金ヶ崎町西根舟久保22番1地先</u>
			野線	から前野242番地先まで
[略]		[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。